

(様式第1号)

木曽岬町告示第105号

一般競争入札の実施について

下記の物件購入について、次のとおり一般競争入札を行いますので、木曽岬町契約事務規則(令和14年木曽岬町規則第10号)第7条の規定により公告します。

令和 7 年 10 月 10 日

木曽岬町長 三輪 一雅 印

1. 一般競争入札に付する物件概要

- (1) 物 件 名 令和7年度 木曽岬町給食配送車購入
- (2) 納入場所 木曽岬町大字 田代160番地 地内
- (3) 物件概要 給食配送車 1台
- (4) 納 期 契約の日から令和8年11月30日まで(予定)
- (5) 入札書比較価格 ー 円(事後公表)
※入札書比較価格とは、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額です。
- (6) 最低制限価格 なし

2. 参加資格に関する事項

対象物件購入の一般競争入札に参加できる者は、競争入札参加資格確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 木曽岬町入札参加資格者名簿(物品・業務委託)の大分類「車両・船舶」の内の中分類「特殊車両」の内、取扱い商品または業務の「給食車」に登録されている者。
- (3) 公告から入札時までの期間において、本町から指名停止等を受けていない者。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) その他関係法令及び規則等に違反していない者。

3. 入札参加資格確認申請書の受付

入札への参加希望者は、次の書類を提出すること。

(1) 申請書類

- ①競争入札参加資格確認申請書(事前審査) (様式第2-1号)

(2) 受付

- ①受付期間: 令和7年10月10日(金)から令和7年10月20日(月)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
- ②提出場所: 木曽岬町役場 教育委員会(電話 0567-68-1617)
- ③提出方法: 持参

4. 設計図書等の閲覧、ダウンロード、質問

(1) 入札説明書及び設計図書並びに仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は次のとおり閲覧に付します。

①閲覧期間： 公告日から入札日の前日までの午前9時から午後5時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

②閲覧場所： 木曽岬町役場 教育委員会

なお、設計図書及び入札書式は木曽岬町役場HPよりダウンロードすることができます。

(2) 設計図書等に質問がある場合は、次のとおり取り扱います。

①質問の手法： 書面（質疑書）の提出による。
※PDFファイルによるE-mail提出も可とします。

②質問の提出期限： 令和7年10月20日（月）午後5時まで

③質問の提出場所： 木曽岬町役場 教育委員会

④質問の回答場所： 令和7年10月24日（金）町HPにて公表します。

5. 参加資格の決定

申請書の事前審査及び入札後の事後審査を以って決定する。

なお、参加資格がないと通知された者は、令和7年11月4日（火）までに書面により理由の説明を求めることができる。

6. 現場説明会

対象物件の現場説明会はいりません。

なお、下取り車両の現車確認は可能ですので、お申し出ください。

7. 入札保証金

入札保証金は免除します。

8. 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付。ただし、木曽岬町契約事務規則（以下「契約事務規則」という。）第50条第2項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券の提出又は、過去2年の間に町もしくは他の地方公共団体又は国（公社、公団を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであって、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、納付を免除します。

9. 入札の執行

入札書は次の日時と場所に紙にて持参により提出すること。

日時： 令和7年10月28日（火）午前9時00分

場所： 木曽岬町役場 4階 会議室（入札室）

(1) 入札回数は3回を限度とします。

(2) 入札参加者が1者だけの場合には、入札を中止します。

(3) 入札執行時、次の書類を提出して下さい。

- ・見積内訳書
- ・誓約書

- (4) 落札者は、入札執行後の提出書類の審査の後に決定します。
- (5) 事前審査において参加資格を有するとされた者であっても、入札執行後の事後審査において参加資格を有しない者と決定された場合は、その者の入札は無効となります。

10. 入札の無効

契約事務規則第22条の規定に該当する入札は、無効とします。

- (1) 参加資格のないものがした入札書
- (2) 同一人がした2以上の入札書
- (3) 入札者が協定していた入札書
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

11. 失格となる入札

次のいずれかに該当する入札書を入札した者は、失格となります。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格未満の金額で入札された入札書
- (2) 予定価格に達しなかったことにより実施される第2回以降の入札において、前回の最低入札価格を上回る金額で入札された入札書
- (3) 誓約書及び見積内訳書の提出がなく入札された入札書

12. 支払い条件

前払金 なし
部分払 なし

13. 契約の条件

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年木曾岬町条例第15号)の規定により木曾岬町議会の議決案件となるため、落札決定後は仮契約を締結しますが、議会の議決があるまで本契約は成立しません。
(令和7年12月定例会にて議決予定)
- (2) 議会の議決が得られなかった場合には、締結した仮契約は失効するものとします。
- (3) 仮契約締結後、議会の議決を得るまでの間、仮契約を締結した者が指名停止処分を受けたときは仮契約を解約するものとします。この場合において、木曾岬町は一切の損害賠償の責を負いませんのでご承知おきください。

14. その他

- (1) その他は契約事務規則によります。
- (2) 本公告に関する問い合わせ先は次のとおりです。

木曾岬町役場 教育委員会

電 話 : 0567-68-1617

F A X : 0567-66-4841

E-mail : kyouiku@town.kisosaki.mie.jp